

橿原市本庁舎整備事業化検討に関するヒアリングの公募について

1. ヒアリングの目的

(1) ヒアリングを実施する背景と目的

橿原市役所本庁舎は、耐震性を有さず老朽化が進んでいることから、現地建替え事業を進めておりましたが、新本庁舎建設基本・実施設計業務の途中、令和3年3月に概算事業費の大幅な超過及びコロナ禍による今後の財政運営等の見通しを考慮し、現地建替えを断念いたしました。

その後、職員や来庁者の安全確保を目的とした現本庁舎の早期解体を最優先課題と位置づけ、令和6年度中の解体工事完了を目指しています。

今後の現本庁舎解体後の跡地においては、公費負担を極力縮減できるような手法での本庁舎整備を検討するため、民間施設機能との複合化など官民連携手法の導入可能性について検討を進めていきたいと考えております。

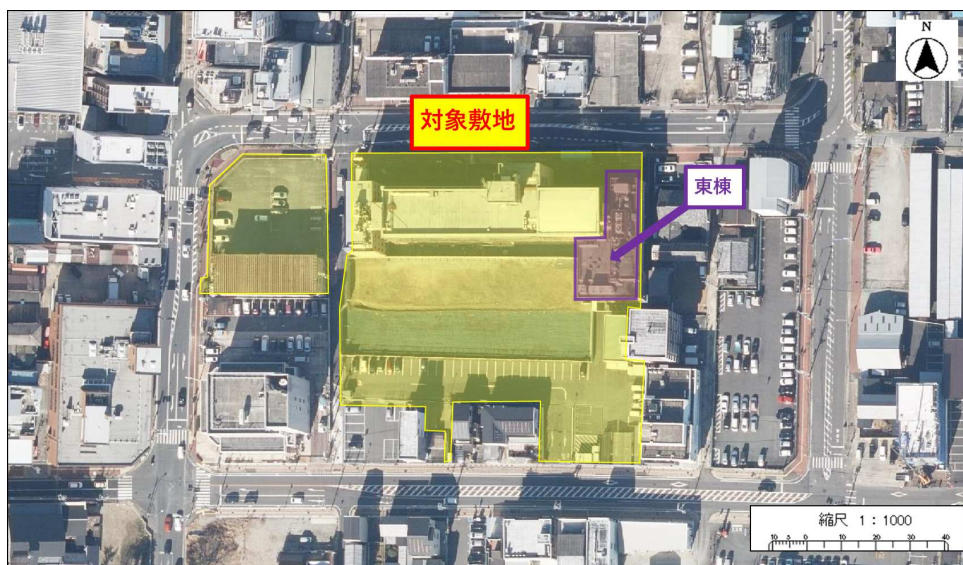
そこで、民間事業者の皆様方がお持ちの実績事例等を踏まえたご意見やアイデアをいただき、今後の事業実施に向けた検討の参考とさせていただけないものかと考え、公募型ヒアリングを実施させていただくこととなりました。本ヒアリングの趣旨にご理解・ご協力をいただけるようでしたら、参加のお申込みをお願いいたします。

2. 基本的な情報

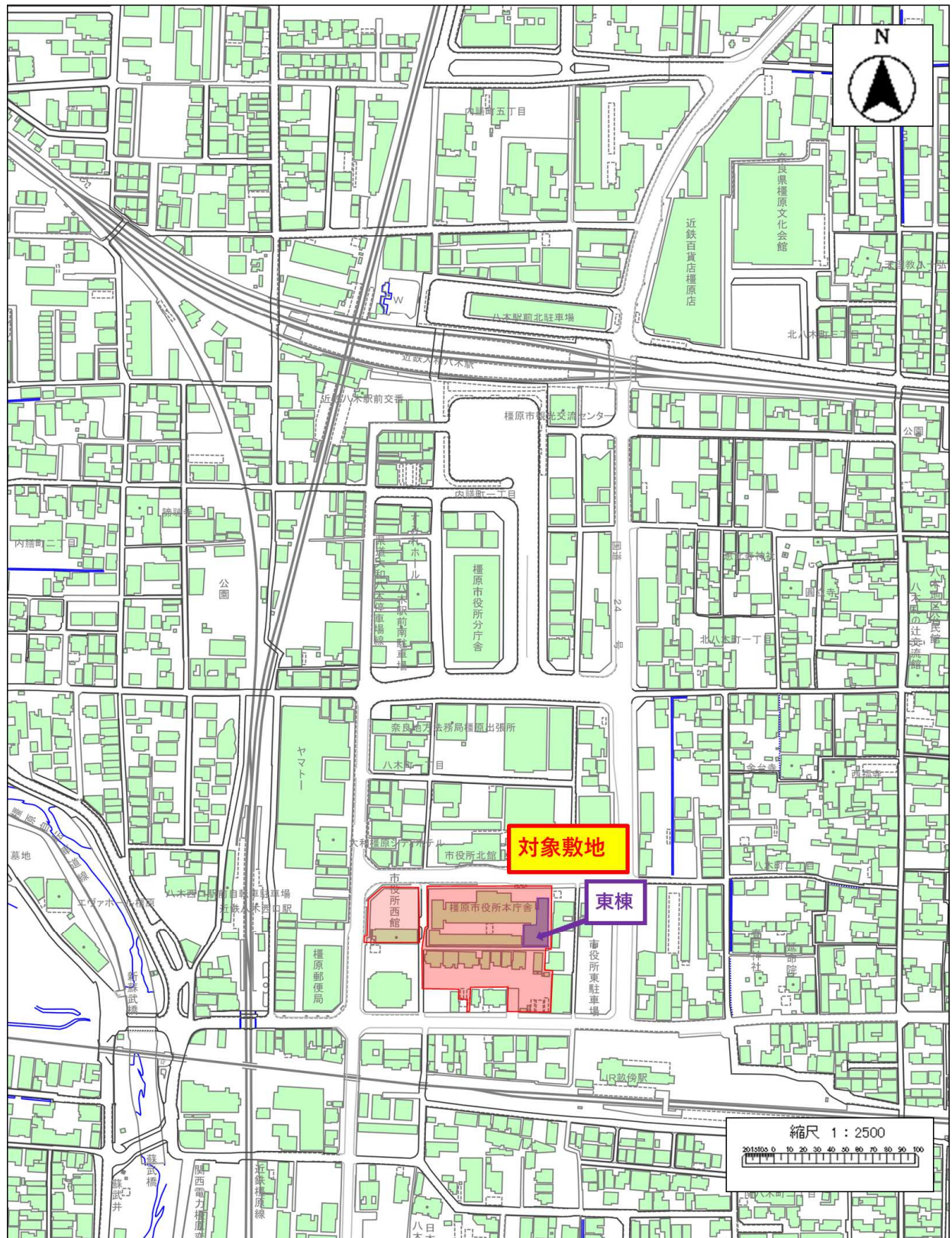
(1) 施設情報

施設名称	橿原市本庁舎（令和6年度中に東棟を残し解体予定）		
計画地	奈良県橿原市八木町1丁目510番 他		
敷地の面積	約9,400㎡		
用途区域等	商業地域	31m高度地区	防火地域
	建ぺい率80%	容積率400%	
施設の面積	庁舎機能の想定規模は未定		
接道状況	国道24号・国道165号		

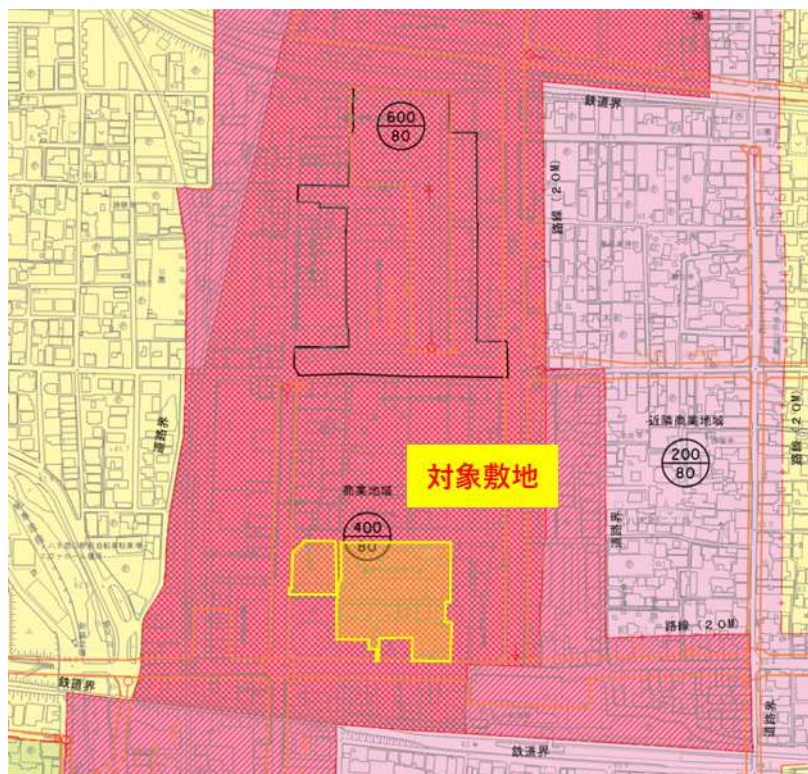
(2) 航空写真



(3) 位置図



(4) 橿原市都市計画図 (抜粋)



3. ヒアリング参加希望者の資格

本ヒアリングに参加をご希望される場合は、以下の要件を全て満たしていただく必要があります。

- (1) 庁舎をはじめ公共施設整備における官民連携手法の導入検討や事業実施に関して豊富な実績や知識を有する法人又は法人のグループであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）に該当しないこと。
- (3) 橿原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成24年橿原市告示第175号）に基づく入札参加資格取消措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成27年法律第172条）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない又は申立てがなされていないこと。

4. ヒアリング内容

現本庁舎跡地において、当市が目指すコンパクト庁舎と民間施設との複合化の可能性や、市場性の有無、民間事業者様が参入しやすいような条件などについて把握・整理させていただくために、貴社でお持ちの実績紹介や情報提供をお願いいたします。

5. ヒアリングの実施について

手 順	期限等
公表（市ホームページ）	令和5年12月27日（水）
応募期限	令和6年1月12日（金） 午後5時まで
ヒアリング日程通知	令和6年1月16日（火）
ヒアリング実施	令和6年1月22日（月）～1月31日（水）目安

（1）ヒアリングの参加受付

ヒアリングに参加をご希望される場合は、下記受付期間内に【様式】ヒアリング参加申込書に必要な事項を記入のうえ、連絡先E-mailアドレス宛に送信をお願いいたします。

なお、上記のヒアリング実施期間内のご参加が困難な場合は、別日程での実施も検討させていただきますので、連絡先担当までご連絡ください。

受 付 期 間：令和5年12月27日（水）～令和6年1月12日（金）午後5時まで

件 名：橿原市本庁舎整備事業化検討に関するヒアリング

提 出 書 類：【様式】ヒアリング参加申込書

（2）ヒアリングの日程連絡

令和6年1月16日（火）にヒアリングの実施日程をE-mailにてご連絡させていただきます。

一旦、当市指定の日程とさせていただきますが、ご希望に添えない場合には別日程での実施も検討させていただきますので、連絡先担当までご連絡ください。

（3）ヒアリングの実施

当市指定の日程で、ヒアリングを実施させていただきます。

特に説明用の資料作成まではお願いいたしません。説明の補足に必要な場合には10部ご用意ください。

実 施 日：令和6年1月22日（月）～令和6年1月31日（水）

ヒアリング時間：1団体あたり60分程度を目安とさせていただきます。

ヒアリング出席者人数：3名程度とさせていただきます。

（4）ヒアリング実施結果の取扱いについて

ヒアリング実施結果については、あくまで市の内部資料として今後の業務の参考にさせていただく予定ですが、参加者のご了解を得たうえで、一般に公開する場合がありますことをご了承願います。

6. その他

（1）ヒアリングに関する費用

ヒアリングの参加に要する費用は、参加事業者様の負担でお願いいたします。

（2）追加協力のお願

後日、追加ヒアリングをお願いする場合がありますので、その際は何卒ご協力をお願いいたします。

7. 連絡先

担 当：橿原市 都市マネジメント部 公共建築課 庁舎整備室

担当者：尾崎・中川・坊南・小森

(所在地)

・奈良県橿原市八木町1丁目1番18号 本庁舎西棟3階（令和6年2月2日（金）まで）

・奈良県橿原市東竹田町1-1 リサイクル館かしはら2階（令和6年2月5日（月）以降）

※令和6年2月3日（土）～2月4日（日）に引越しを予定しており、令和6年2月5日（月）より、リサイクル館かしはらでの執務開始を予定しております。

※引越し後の郵便のあて先は、従前と変わらず、本庁舎の住所のままです。

「〒634-8586 奈良県橿原市八木町1丁目1番18号」

(TEL) 0744-21-1107

(FAX) 0744-24-9718

(E-mail) : chosha@city.kashihara.nara.jp